

しょうがく 奨学のための給付金

きゅうふきん
こうこうせいとう しょうがくきゅうふきん
～高校生等奨学給付金～

返済不要です

● **非課税世帯や基準額が以下の補助対象世帯に該当するなど、要件を満たされる方に授業料以外の教育費を支援するため「奨学のための給付金」を給付します。**

※授業料を支援する「就学支援金制度」とは別の制度です。

【給付額について】

補助対象世帯	教育課程および給付額(年額)		
	全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護受給世帯のうち 生業扶助受給世帯	52,600円		—
非課税世帯	152,000円	52,100円	
基準額が105,500円未満の 世帯(非課税世帯除く)	50,670円	17,370円	
基準額が105,500円以上 182,500円未満の世帯	38,000円	13,030円	—
基準額が105,500円以上 264,500円未満の多子世帯	—	—	13,030円

※ 基準額…保護者等全員の都道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額

※ 多子世帯…扶養する子どもが3人以上の世帯

◎ 高校生等1人ごとに申請できます。たとえば、1世帯に高校生等が3人いる場合、3人それぞれについて申請すれば、3人分の給付額を給付します。

給付金を受けるための要件

「奨学のための給付金」は、令和8年7月1日現在で次の要件を全て満たされる方が、申請を行うことで受けることができます。

- 高等学校等に在学し、日本国籍・特別永住者等の在留資格を有する高校生等の世帯
※上記に該当しない場合、給付対象となる世帯の範囲および給付額が上記の表と異なります。
- 保護者(親権者)全員の「都道府県民税・市町村民税所得割額」が非課税等であること。
- 保護者(親権者)が「山口県内」に在住していること。

● 保護者(親権者)が山口県に在住、生徒が山口県の学校に通学している場合
山口県に申請

● 保護者(親権者)が山口県に在住、生徒が他県の学校に通学している場合
山口県に申請

● 保護者(親権者)が他県に在住、生徒が山口県の学校に通学している場合
※保護者が在住する都道府県に申請

※山口県以外の都道府県へのお問合せ先は、文部科学省のホームページをご確認ください。
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm)

裏面に続く

家計急変世帯への給付について

- ◆ 家計急変により保護者等の収入が激減した世帯に対し、所得割額非課税世帯等と同様の給付を行います。

給付金を受けるための要件

- 家計急変(災害等に起因しない離職(定年退職など)等を除く)により、保護者の収入が激減し、「保護者等全員の都道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯等」に相当すると認められる世帯であること。
- 保護者(親権者)が「山口県内」に在住していること。

給付額

表面「給付額について」所得割額非課税世帯等の該当給付区分による給付額です。ただし、7月以降に家計が急変し、申請があった場合は、申請日等に基づき算定した月割り額を給付します。

申請にあたっての留意点

- ・ 令和8年度都道府県民税・市町村民税所得割額が非課税である世帯については、家計急変世帯に該当しません。(既に給付金(表面)の給付対象者です。)
- ・ 申請時に家計急変の発生事由を証明する書類(離職証明書、廃業届等)、家計急変前後の収入を証明する書類(給与明細等)等の提出が必要です。

申請時期と給付時期

- 給付金を受けるための要件に該当される方は、申請書に必要事項を記載の上、令和8年9月末日までに山口県学事文書課に提出してください。
【送付先】〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号
山口県総務部学事文書課私学振興班
- 申請書類を提出いただいた後に、山口県学事文書課で審査を行います。
審査結果は、保護者等の御自宅、または学校にお送りします。
- 給付を決定した方への給付金は、保護者(親権者)の方の口座に振り込みます。
振り込み予定日については、審査結果と併せてお知らせいたします。

問い合わせ先

山口県総務部学事文書課 私学振興班 (083-933-2138)